

## 豊橋市外国人市民会議設置要綱

### (設置)

第1条 豊橋市が進める多文化共生社会の実現に向け、豊橋市外国人市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 市民会議は、本市の多文化共生施策における必要な事項について意見交換等を行う。

### (委員の構成)

第3条 市民会議は、市内在住の外国人委員10名程度をもって組織する。

2 委員は、公募者のうちから市長が委嘱する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、この要綱に基づき、委嘱した年度及び次年度の2年度とする。  
ただし、再任は妨げない。

### (会議)

第5条 市民会議は、必要に応じて市長が招集する。

2 市民会議は、原則委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

### (会議の公開)

第6条 市民会議は原則公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な意見の開陳が阻害されるおそれのある場合は、委員の承認を得たうえで非公開とすることができる。

### (庶務)

第7条 市民会議の庶務は、市民協創部多文化共生・国際課において行う。

### (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成22年5月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。